

総財地第115号
平成21年4月14日

各都道府県総務部長
(財政担当課・市区町村担当課扱い)

各指定都市財政局長
(公債担当課扱い)

殿

総務省自治財政局地方債課長

地方債の総合的な管理について（通知）

地方債の資金については、地方分権の推進、財政投融资制度改革等を踏まえ、段階的に公的資金の縮減・重点化が図られており、これに伴って地方債の市場化の推進及び地方債の管理に関する自主的な取り組みを一層充実させていく必要があると考えられます。

特に、今後も進展することが見込まれる地方債資金の市場化に的確に対応することが極めて重要と考えられることから、各地方公共団体においては、自団体における地方債現在高の状況、公債費負担の今後の見通し等を踏まえ、別記の事項に十分配慮して地方債の総合的な管理を計画的に推進することにより、将来にわたる適切な財政運営を確保されるようお願いします。

なお、「地方債の総合的な管理について」（平成18年3月31日付け総務省自治財政局地方債課長通知）に基づく取扱いは、今後、本通知によるものとします。

おって、貴都道府県内の市町村に対しても周知願います。

(別記)

1. 地方債の発行について

(1) 市場公募化等の推進

地方分権の推進、財政投融资制度改革等の趣旨を踏まえた公的資金の段階的な縮減・重点化が進展していることを踏まえ、民間資金を中心とした調達への転換を円滑に進められたいこと。

民間資金の調達に当たっては、市場公募化の一層の推進、証券発行方式の活用、満期一括償還化、発行単位の大型化、発行時期の平準化、償還期間の多様化を図ること等により流通性の一層の向上や調達手段の多様化に努められたいこと。

なお、都道府県及び政令指定都市を中心に、安定的な資金調達を図るために市場公募地方債の発行を推進する必要があるが、市場公募地方債の発行は資金調達の透明性の確保等にも資するものであること。

(2) 発行単位の大型化

地方債証券の市場における流動性の向上を図る観点から、同一日に同一条件で発行するものについては、会計別、事業債別、借換債、過年度債等により区分することなく、1銘柄に統合して発行されたいこと。

(3) 流動性の向上

日本銀行の適格担保取扱基本要領の一部改正（平成21年4月7日決定）により、従来から対象とされてきた市場公募地方債に加え、以下の①及び②の適格基準を満たす証書貸付債権が、新たに適格担保の対象となるものであること。

① 入札等の貸付条件の決定方法、債務者における公募地方債の発行実績等を勘案して、日本銀行が適格と認めるものであること（※1）

② 残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること

この措置も踏まえ、今後とも地方債全般の流動性の向上のための取り組みを積極的に行われたいこと。特に、証書借入方式の地方債について、流動性の向上等の観点から、可能な場合は、事前の承諾を債権譲渡の要件としない契約形態の導入も検討されたいこと（※2）。

(4) 発行年限の設定

債券の需給動向、投資家のニーズ等を踏まえつつ、コスト、借換え時の金利上昇リスク、将来の償還額、借換額等も総合的に勘案の上、適切な発行年限及び発行額の設定に努められたいこと。また、年限構成についても適切な組み合わせとなるよう留意されたいこと。

(5) 発行条件の設定及び決定方式

発行条件の設定に当たっては、国債、政府保証債等の発行条件や流通状況、長期金利の動向、投資家需要の動向等を継続的に把握し、適切な発行・借入条件の設定に努められたいこと。また、償還方式にかかわらず、実質的に同一の償還期間である国債等の利回りを踏まえた発行・借入条件の設定にも十分留意し、条件設定を図られたいこと（※3）。

また、発行条件の決定方式については、可能な限り安定性、有利性、効率性及び透明性の確保が図られる条件決定方法の選択に努められたいこと。

なお、デリバティブを組み込んだ仕組債の導入に当たっては、説明責任を果たす観点から、議会や住民への十分な説明を行うとともに、判定指標の推移を把握する等の情報収集・管理体制の強化を図られたいこと。

（6）発行銘柄名

流通性の向上の観点から、特に支障がない限り、市場公募地方債にあつては「〇〇県平成〇〇年度第〇回公募公債」、銀行等引受地方債にあつては「〇〇県平成〇〇年度第〇回公債」と名称を定めるよう取り扱われたいこと。なお、住民参加型市場公募地方債に係る発行銘柄については愛称の活用も差し支えないこと。

（7）発行時期の平準化

流動性の向上、投資家ニーズへの対応、一時的な需給の歪みの回避等の観点から、各団体における年間を通じた資金需要の動向を勘案しつつ、可能な限り、年間を通じた市場公募地方債等の平準発行に努められたいこと。

（8）同意を得ないで発行する地方債証券の取扱い

同意を得ないで発行する地方債証券については、投資家等に対し総務大臣等との協議において同意を得ていないものであることを明確化する観点から、銘柄名において同意を得ないで発行する地方債であることを明示されたいこと。

また、同一銘柄において、同意又は許可を得て発行する地方債と混在することのないよう取り扱われたいこと。

2. 地方債の償還について

（1）減債基金の積立て及び活用

① 減債基金への計画的な積立て

将来の償還財源の計画的な確保、資金の流動性の向上、償還確実性に対する市場の信認の一層の向上等を図る観点から、各団体における地方債現在高の状況及び公債費負担の今後の見通しに応じて、計画的な積立てを行われたいこと。

② 満期一括償還地方債に係る積立ルールの標準化

満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立てについては、実質公債費比率の算定上、毎年度の積立額を発行額の30分の1（3.3

%)として設定していることを踏まえ、適切に対応されたいこと。

③ 満期一括償還地方債の借換えに係る公表

満期一括償還地方債の借換えについては、減債基金を活用した計画的な償還を行うこと等により、計画的な財政運営や地方債の償還に係る世代間の公平が図られるよう留意するとともに、その内容が対外的に明らかとなるよう、少なくとも以下の項目を公表されたいこと。(別紙例を参考)

ア 借換え前の地方債の発行額(a)及び償還年限

イ 借換え後の地方債の発行額(b)

ウ (b)/(a)

エ これらの地方債に係る償還ペースの考え方

④ 減債基金の運用

基金については、確実かつ効率的で有利な運用に努められたいこと。

その際、各団体の地方債管理の適正化、中長期的な公債費負担の平準化、利払い負担の抑制を図る観点のほか、市場公募地方債等の流通市場の育成や安定を図る観点からも、減債基金の運用として地方債証券等の保有や買入消却の活用を積極的に検討されたいこと。

(2) 償還年限の設定

施設の耐用年数や償還計画等を踏まえ、公債費負担の平準化や地方債残高の将来的な推移に留意した上で、適切な償還年限を設定されたいこと。

なお、施設の耐用年数に比して著しく地方債の償還年限が短いこと等により公債費が急増している団体にあつては、適切な償還年限を設定することにより、公債費負担の中長期的な平準化に十分留意されたいこと。

(3) 繰上償還

地方債の金融商品としての安定性を確保し、円滑な発行及び消化を図る観点から、市場公募地方債をはじめ、流通を前提とした地方債証券については繰上償還を行わないこととして発行されたいこと。

なお、事業の中止等償還を行うべき事由が発生した場合にあつては、当該事由に相当する部分について買入消却又は減債基金に積み立てること等により対応されたいこと。

3. 総合的な地方債管理について

(1) 計画的な地方債管理

各種財政指標に基づき財政状況を分析し、歳入及び歳出全般にわたって中長期的な財政計画を策定するとともに、併せて将来にわたる地方債の発行計画及び償還計画を策定する等総合的な地方債管理を計画的に実施されたいこと。

また、地方債の安定発行の観点から、発行形式、発行年限、資金調達先、資

金調達手法等の多様化にも積極的に取り組まれないこと。

(2) 事務処理体制の強化・充実

① 組織・人員配置の充実

金融市場の動向の把握・分析、資金調達手法の多様化、情報提供等に適切に対応するため、各団体の実情に応じ、専門性の確保・発揮に留意した適切な組織・人員配置に努められたいこと。

特に、最近の金融市場の動きに対応し、発行条件の決定や債務管理等地方債の適切な事務執行を確保するため、研修等による職員の育成、人材の登用に積極的に取り組まれないこと。

② 公債管理特別会計の設置

発行単位の大型化、発行方式の標準化、借換債の発行等に伴い、公債管理の総合的な処理の必要性が高まっている団体にあつては、公債管理特別会計を設置することにより、適切に対応されたいこと。

(3) 情報提供・I R活動の推進

財政情報等についての公表に当たっては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）に基づく健全化指標も含め、自団体の財務状況全般の積極的かつ定期的な開示を行うとともに、地方債の安全性や金融商品としての有利性について正確な理解を促すことにより、地方債全体に対する信認の維持と向上に努められたいこと。

特に、市場公募地方債を発行する団体にあつては、定期的に投資家に対する説明会を開催する等I R活動を積極的に展開することにより、地方債市場全体の安定化にも協力されたいこと。

(参考)

- ※1 都道府県・政令市等が発行するものであること、競争入札や見積もり合わせ等の競争的な方法により発行されるものであること、譲渡制限のないものであること、などの要件を満たす証書貸付債権が新たに適格担保の対象となる見込みであるが、その詳細については、別途連絡する予定であること。
- ※2 交付税特別会計借入金の民間入札については、当該証書貸付債権について、平成14年3月に事前承諾を要件とする譲渡制限が撤廃されたことに併せ、日本銀行の適格担保制度の対象とされたが、これに伴い、対国債スプレッドは大きく低下した。（平成14年3月11日財務省理財局公表資料「交付税及び譲与税配付金特別会計の入札及び借入手続について（譲渡制限の撤廃等の改正）」、2002年5月7日日本銀行公表資料「金融政策決定会合議事要旨（2002年3月19、20日開催分）」参照）

※3 公的資金である財政融資資金及び地方公営企業等金融機構資金についても、同様に、「実質的に同一の償還期間である国債等の利回りを踏まえた発行・借入条件の設定」がされている。

(公表例)

満期一括償還地方債の借換えについて

(単位:百万円、%)

銘柄名	借換前		借換後		借換割合 (b/a)	償還ペースの 考え方
	発行額(a)	償還年限	発行額(b)	償還年限		
〇〇県平成〇〇年度 第〇回公募公債	1,000.0	10(3)	741.0	10(0)	74.1%	通算30年償還(3年据置)の 元金均等と実質的に同様の 償還ペースとなるよう減債基 金の積立及び借換債の発行 を実施
〇〇県平成〇〇年度 第〇回公債	741.0	10(0)	370.0	10(0)	49.9%	償還時に減債基金積立額 は全額償還財源にあてる
合計	1,741.0		1,111.0		63.8%	

※ 具体の様式や公表時期・手法については、借入実態等も踏まえ、各地方公共団体において判断するものとする。